

# 『文館詞林』「唐・安興貴碑銘」断簡について

—香果遺珍本と天理断簡—

山下将司

はじめに

「香果遺珍」とは、江戸時代中期の国学者橋本経亮（つねすけ 一七五九—一八〇三）が蒐集した典籍・書画・文書・器物のコレクションである。

二〇〇九年から二〇二一年にかけて慶應義塾図書館がこれを整理したところ、複数の『文館詞林』断簡の模写が発見された。中には従来知られていなかった佚文も存在し、唐の岑文本を撰者とする「安興貴碑銘」の冒頭十行の模写が含まれていた<sup>①</sup>。安興貴とは、北魏より代々涼州武威のソグド人集団を統率してきたソグド首領の家系である「武威安氏」の出身で、建国間もない唐に河西地方を献上した功績により、弟の安修仁とともに唐の建国功臣に名を連ねた人物である。

これまで筆者は、天理図書館所蔵『文館詞林』断簡が「安修仁碑銘」佚文の一部に当たると論じてきたが、この新出「安興貴碑銘」佚文と天理図書館所蔵断簡が接続しうる可能性が指摘された<sup>②③</sup>。

本稿では、まず新出断簡模写（以下、新出断簡と略称）と天理図書館所蔵断簡（以下、天理断簡と略称）との接続を確認した上で、改めて両者を「安興貴碑銘」断簡として捉え直し、そこから得られる安興貴と武威安氏の動向について提示したい。

## 一、新出断簡について

新出断簡は『文館詞林』巻四五五の巻首より始まり、同巻の収載目録、そして「安興貴碑銘」の冒頭十行と続く。まず、右に断簡全体の録文を提示する（傍線は筆者による）<sup>④</sup>。

文館詞林卷第四百五十五 碑卅五百官廿五  
中・・・・・・・・・・・・・・・・奉 勅撰

將軍五

岑文本冠軍大將軍安興貴碑銘一首并序

右驍衛將軍安脩仁碑銘一首 并序

鎮軍大將軍段志玄碑銘一首 并序

校尉

西晉傅咸城門校尉蒯欽碑銘一首并序

西晉陸機吳揚武校尉盛暹碑銘一首并序

梁任昉南齊步兵校尉劉瓛碑銘一首并序

將軍五

冠軍大將軍安興貴碑銘一首 并序 岑文本

夫忠也孝也人倫之高行富也

貴也百生之所欲是以禮陳閩

屋書美班瑞家積千金擊鍾駢

於都邑門稱万石紆青紫於廓

廟然而誠亮草昧功勒旗常歌

堂舞館則瞻烏爰止朱輪華轂

則躍馬疾驅鍾積慶於嘉運苞

具美於前烈斯固卜商謂之在

天陸景以為遭遇者矣公諱興

貴字某武威姑臧人安息王之

二行目は本来、撰者許敬宗の名が入る箇所、弘仁本の他巻巻首には、

「中書令太子賓客監修國史弘文館學士上柱國高陽郡開國公臣許敬宗等奉勅撰」とある。新出断簡では何故か「中」字と「奉勅撰」の間に読点のような点が打たれて文字が省かれており、しかも実際には二十九文字入るところ、点は十五個しかない。

さて、「安興貴碑銘」の本文は一行あたり十二文字で、これは天理断

簡と合致する。さらに、末尾が「安息王之」で終わっているが、天理断簡の冒頭は「苗裔也」とあり、両者をつなげれば「安息王之苗裔也」となる。安姓はプハラ出身のソグド人が称した姓であり、一方、安息は漢代以来バルティアを指すが、遅くとも六世紀中頃には、プハラと安息を同一視する地理認識が中国で成立していた。<sup>5)</sup>このことから、安姓を称するソグド人の墓誌には、安息国の出身と記す例がしばしば見られる。<sup>6)</sup>したがって、この一文は安興貴がプハラ出身であることを示すものとなり、指摘されたように、繋けても何ら問題はない。

そして、注目すべきは、目録で「安修仁碑銘」が「安興貴碑銘」に続いて二番目に収載されていることである。天理断簡が安興貴ではなく弟の安修仁の墓碑銘佚文と判断された最大の根拠は、橋本経亮とほぼ同時代の国学者である尾崎雅嘉<sup>（まよよし）</sup>（一七五五—一八二七）が著した『群書一覽別録』巻五に見える次の記載であった（一九三—一九四頁。傍線は筆者による）。

文館詞林 千巻

中書太子賓客監修國史弘文館學士上柱國陽郡開國公臣許敬宗等奉勅

撰

（中略）

第四百五十五 碑卅五、百官廿五

將軍五

右驍騎將軍安修仁碑銘一首并序 凡七條

尾崎康は紙背の『法華三宗相對抄』巻六の状況から、天理断簡が『文館詞林』巻四五五の第二張に当たるところを明らかにしたが、右の『群書

『一覽別録』の書誌に基づいてこれを「安修仁碑銘」の一部と見なし、筆者も同様にこの書誌を拠り所にして天理断簡を「安修仁碑銘」と判断したのであった。<sup>(8)</sup>

確かに、右の書誌に見える卷四五五の項目「碑卅五百官廿五・將軍五」は、新出断簡とも一致する。ところが、新出断簡では、当卷の巻頭に収載される作品は「安興貴碑銘」であるのに、『群書一覽別録』は不自然なことに、収載順が二番目の「安修仁碑銘」をもって当卷の収載作品を代表させているのである。

さらに、『群書一覽別録』は当卷収載の作品数を「凡七条」とするが、新出断簡を見れば分かるように、実際には六条しかない。これは、新出断簡の目録の五行目にある見出しの「校尉」を、誤って作品題目と見なしたために生じた齟齬と考えれば辻褄が合う。実際、当卷には「將軍五」と「校尉」という二つの見出しが立てられているのに、『群書一覽別録』には、「將軍五」としか記されていないのである。

もし、尾崎雅嘉が卷四五五の巻首（すなわち新出断簡に当たる部分）を実際に見ていたとしたら、当卷の収載作品を「安修仁碑銘」で代表させたり、作品数を数え間違えたりするとは考えがたい。したがって、尾崎雅嘉は巻首を実見しておらず、『群書一覽別録』の書誌情報は、第三者を介した誤情報に由ったものと見るべきであろう。

以上、新出断簡と天理断簡を接続しても文意の上で齟齬は全く生じず、また、新出断簡の出現によって『群書一覽別録』の書誌の正確性が失われたことから、天理断簡は、新出断簡に接続する「安興貴碑銘」佚文の一部として見直さなければならぬ。

## 二、「安興貴碑銘」釈読

それでは、改めて「安興貴碑銘」断簡の原文とその訳注を提示する。

### 【原文】（数字は行数）

- 1 冠軍大將軍安興貴碑銘一首并序岑文本
- 2 夫忠也孝也人倫之高行富也
- 3 貴也百生之所欲是以禮陳閨
- 4 屋書美班瑞家積千金擊鍾駢
- 5 於都邑門稱万石紆青紫於廓
- 6 廟然而誠亮草昧功勒旗常歌
- 7 堂舞館則瞻烏爰止朱輪華轂
- 8 則躍馬疾驅鍾積慶於嘉運苞
- 9 具美於前烈斯固卜商謂之在
- 10 天陸景以為遭遇者矣公諱興
- 11 貴字某武威姑臧人安息王之（以上、香果遺珍本断簡）
- 12 苗裔也夫其構峯外區方葱嶺（以下、天理図書館所藏断簡）
- 13 之西跣導流中土侔德水之東
- 14 注故能福祿攸降枝幹克昌雖
- 15 金鈎表祥見稱於張氏玉田貽
- 16 祉著美於陽族方之蔑如也祖
- 17 諱魏雍州薩寶父諱隨開府儀
- 18 同三司貴鄉縣開國公贈石州
- 19 刺史或望重河右掬計然之要
- 20 術或聲馳海内受司勳之賞典。

- 21 韓宣之問孟獻、未埒其名、莊辛  
 22 之之對楚王、寔符其實。公感靈  
 23 秀氣、受教中和、蹈荀何之淳德、  
 24 慕顏冉之淑行。靜歸真道、動合  
 25 虛舟。體備柔弱、憲白璧而吐閨、  
 26 心安忠恕、儀丹桂而揚芬。是以  
 27 金城之右、猶穎川之仰叔度、玉  
 28 關之外、若衛人之宗端木。豈止  
 29 輪財見稱、事高於西漢、削契推  
 30 重、聲振於東都而已哉。隨開皇  
 31 中、起家為蜀王秀庫真。遷都督  
 32 檢校儀同兵。及秀廢、又為大都  
 33 督領本鄉兵。韜玉左官、徒悲下  
 34 和之寶、絆驥下僚、寧辯孫陽之  
 35 駿。譬猶凌寒之幹、負嚴霜而表

【訓読】

①冠軍大將軍安興貴碑銘一首並びに序 岑文本

夫れ忠たるや孝たるや、人倫の高行なり。富たるや貴たるや、百生の欲する所なり。是を以て②礼は潤屋を陳べ、③書は班瑞を美す。家は千金を積み、④鍾鼎を都邑に撃ち、門は万石を称し、⑤青紫を廓廟に紆う。然れども誠は草昧に亮かにして、功は⑥旗常に勒せらる。⑦歌堂舞館、則ち⑧瞻烏爰に止まり、⑨朱輪華轂、則ち躍馬疾駆す。鍾めて慶を嘉運に積み、苞みて美を前烈に具う。斯れ固より⑩卜商之を在天と謂い、⑪陸景以て遭遇と為す者なり。

公諱は興貴、字は某、武威姑臧の人、安息王の苗裔なり。夫其れ峰を外区に構えて、葱嶺の西跽に方い、流れを中土に導きて、⑫徳水の東注に俾う。故に能く福祿の降る攸にして、枝幹は克昌せり。⑬金鈎は祥を表して、称を張氏に見わし、⑭玉田は祉を貽りて、美を陽族に著すと雖も、之に方ふれば蔑如なり。祖の諱は魏の雍州⑮薩宝たり。父の諱は隋の開府儀同三司、⑯貴郷県開国公、贈⑰石州刺史たり。或いは望は河右に重く、⑱計然の要術を掬み、或いは声は海内に馳せ、⑲司勳の賞典を受く。⑳韓宣の孟獻に問うは、未だ其の名に埒からず、㉑莊辛の楚王に對するは、寔に其の実に符う。

公は靈を秀気に感じ、教えを中和に受け、㉒荀何の淳徳を踏み、㉓顏冉の淑行を慕う。静にして真道に帰し、動にして㉔虚舟に合う。体は柔弱を備え、白璧に憲りて閨を吐き、心は忠恕に安んじ、㉕丹桂に儀りて芬を揚ぐ。是を以て金城の右、猶穎川の㉖叔度を仰ぐがごとく、玉関の外、衛人の㉗端木を宗とすがごとし。豈止だ㉘財を輪して称せられ、事は西漢に高く、㉙契を削りて推重せられ、声は東都に振るうのみならんや。

隋の開皇中、起家して㉚蜀王秀の㉛庫真と為る。㉜都督に遷され㉝儀同の兵を檢校す。秀の廢せらるるに及んで、又㉞大都督と為り本郷兵を領す。玉を㉟左官に韜みては、徒だ㊱卜和の宝を悲しみ、㊲驥を下僚に絆いでは、寧んぞ㊳孫陽の駿を弁せんや。譬うれば猶寒を凌ぐの幹、嚴霜を負いて……を表し、

【語釈】

- ①「冠軍大將軍」正三品の武散官。  
 ②「禮陳閨屋」「礼記」大学に、「富潤屋、徳潤身（富は屋を潤し、徳は

- 身を潤す。」とあることを指す。
- ③ 「書美班瑞」「尚書」舜典に、「輯五瑞、既月乃日、覲四岳羣牧、班瑞于羣后（五瑞を輯め、月を既くす乃の日に、四岳・群牧を覲て、瑞を群後に班す。）」とあることを指す。堯を嗣いだ舜が、諸侯の印として与えてあつた玉をいったん回収し、諸侯に過ちがないか確認した後、また返したという故事。転じて、帝王が功臣にしかるべき地位を与えて労に報いること。
- ④ 「擊鐘斲」音楽を奏でながら、鼎を並べて食事すること。贅沢な生活のさま。張衡「西京賦」に、「若夫翁伯濁質、張裏之家、擊鐘鼎食、連騎相過。東京公侯、壯何能加（夫の翁伯・濁質・張里の家の若きは、鐘を撃ちて鼎食し、騎を連ねて相過る。東京の公侯も、壮なること何ぞ能く加えん。）」とある（『文選』卷二）。
- ⑤ 「紆青紫」高位高官のたとえ。楊雄「解嘲」に、「紆青掩紫（青を紆い紫を掩く）」とあり、李善注に、「東漢觀記に曰く、『印綬漢制、公侯は紫綬、九卿は青綬』と」とある（『文選』卷四五）。
- ⑥ 「旗常」旂と常のこと。旂は交龍を描いた諸侯の旗、常は日月を描いた王の旗（『周礼』春官、司常）。
- ⑦ 「歌堂舞館」歌や舞が演じられた御殿。一時に極められた栄華の喩え。鮑明遠「蕪城賦」に、「若夫藻扃黼帳、歌堂舞閣之基。璇淵碧樹、弋林釣渚之館。吳蔡齊秦之聲、魚龍爵馬之玩。皆薰歇燼滅、光沉響絕（訳：文様を描いた門扉や縫い取りをしたとばり、歌や舞が演じられた御殿、美玉で飾られた池や樹、鳥を狩る林や魚を釣る水辺のある離宮、そこで歌われた呉・蔡・齊・楚の歌、そこで演じられた魚・龍・雀・馬の見世物、そういった全ては、香は尽き、火は消え、光は失われ、響きは途絶えてしまった。）」とある（『文選』卷一一）。
- ⑧ 「瞻鳥爰止」富貴であることの喩え。『詩経』小雅、節南山之什、正月に、「瞻鳥爰止、于誰之屋（鳥の爰に止まるを瞻るに、誰の屋に于かん）」とあり、毛伝に「富人の屋は鳥の集まる所なり」とある。
- ⑨ 「朱輪華轂」赤く塗った車輪と彩色した轂。貴人が乗る車のこと。顯貴の喩え。
- ⑩ 「卜商謂之在天」『論語』顔淵に、「子夏曰、商聞之矣、死生有命、富貴在天（子夏曰く、商之を聞く、死生命有り、富貴天に在り、と。）」とあることを指す。富貴は天命によるものであつて、人力ではどうにもならない、の意。
- ⑪ 「陸景以為遭遇」陸景は陸機の誤り。陸機「豪士賦序」に、「擊乎物者、豊約唯所遭遇（物に撃る者は、豊約は唯遭遇する所なるのみ。）」とあることを指す（『文選』卷四五）。外物の影響を受ける事柄の成否は、偶然によるのみ、の意。なお、陸景は陸機の異母兄で、二八〇年に晋軍が呉に侵攻した際、殺害された。数十篇の著書があつたという（『三國志』卷五八、陸遜伝ならびに裴松之注）。
- ⑫ 「德水」黄河の別名。『史記』卷二八、封禪書に「秦更命河曰德水（秦更めて河を命じて德水と曰う。）」とある。
- ⑬ 「金鈎表祥見稱於張氏」徐子光『蒙求集註』卷上所引『三輔決録』逸文に見える故事。扶風郡の功曹であつた張氏に鳩が帯留め（金鈎）をもたらし、それを帯びたところたちまち出世して九卿に至つたという。同様の話が『搜神記』卷九にも見える。
- ⑭ 「玉田貽祉著美於陽族」『搜神記』卷二一に見える故事。孝行者の楊伯雍公がある男から石をもらった。それを播いたところ玉が芽生え、その玉を結納品として名家の娘と結婚したという。
- ⑮ 「薩宝」官名。北朝や隋では、諸州在住のソグド人をはじめとする西

方の胡人を管轄するために置かれた。

①⑥ 「貴郷県」隋の武陽郡貴郷県（現河北省大名県東北）。

①⑦ 「石州」北周が建徳六年（五七七）に北齊の西汾州を改め離石郡（現山西省離石県一帯）に置いた。隋では離石郡となり、唐の武徳元年（六一八）に再び石州が置かれた。

①⑧ 「計然」春秋の越王勾踐に仕えた人物。勾踐は范蠡と計然の計を用いて会稽の恥を雪いだ。のち范蠡は計然の計略を商売に転用し、巨万の富を築いたという（『史記』貨殖列伝）。

①⑨ 「司勳」官名。周官の一つ。夏官の属官。功賞をつかさどる。

②⑩ 「韓宣之問孟献未埒其名」『新序』卷六に見える故事。韓宣は春秋晋の卿である韓宣子。孟献は春秋魯の大夫である孟献子。孟献子が晋に使いた時、韓宣子が欲待した。韓宣子の奢侈に驚く孟献子に、韓宣子が「あなたの家と私の家では、どちらが富んでいるか」と問うと、孟献子は「自分にとっての富とは、魯を安泰にする顔回・茲無霊の二士である」と答えた。孟献子が退出したのち、韓宣子は「彼は君子だ。賢者の養成を以て富とする」と感心した。

②⑪ 「莊辛之対楚王寔符其実」『戦国策』楚策に見える故事。莊辛は戦国楚の臣。楚王は襄王。莊辛は放蕩にふける楚の襄王に諫言し、いずれ都の郢が危なくなると警告。しかし諫言は容れられず、楚を去った。すると楚は秦に攻められ郢を占拠された。そこで襄王が莊辛を迎えて意見を問うと、莊辛は巧みな比喻を用いて襄王を説き伏せた。改心した王は彼を重用して郢を奪回した。なお二つ目の「之」字は衍字と思われる。

②⑫ 「荀何」西晋の荀顛と何会。司隸校尉の傅玄より「君子の宗」と称えられた（『晋書』卷三三、何会伝）。

②⑬ 「顔冉」春秋魯の人の顔回と冉耕。ともに孔子の弟子で十哲に数えられる。

②⑭ 「虚舟」『莊子』外篇「山木」に見える比喩で、「方舟而濟於河、有虚船來觸舟、雖有偏心之人不怒（方船にして河に済るに、虚船の来たりて舟に觸れる有り。偏心の人有ると雖も怒らず）」とある。虚心の喩え。

②⑮ 「丹桂」桂の一種。人の優れた才能の喩え。

②⑯ 「叔度」後漢の黄憲。叔度は字。汝南慎陽の人であるが、潁川の荀淑に「師表」と称えられた（『後漢書』卷五三、黄憲伝）。

②⑰ 「端木」端木賜。春秋衛の人。孔子の弟子で名高い子貢。弁才があり、魯や衛で相となった。また商才に長け千金の家財を築いた（『史記』卷六七、仲尼弟子列伝）。

②⑱ 「輸財見称事高於西漢」前漢の卜式を指す。卜式は河南の人。牧羊を営み富を築いた。河南の貧民を救済するため二十万銭を供出し、武帝から中郎に拜され、のち御史大夫に至った（『漢書』卷五八、卜式伝）。

②⑲ 「削契推重声振於東都」後漢の樊重を指す。樊重は南陽の人。娘は光武帝の母。大土地経営者として名を馳せたが、死に臨んで借金証文を焼却させたという（『後漢書』卷三二、樊宏伝）。

③⑰ 「蜀王秀」楊秀。隋の文帝の第四子。開皇二年（五八二）に益州総管に任じ蜀王に封じられた。仁寿二年（六〇二）に廃されて庶人となった。

③⑱ 「庫真」官名。庫直ともいう。王府の武官。唐代では親事府に属し、武勇にすぐれた者を選んでこれに充てたという（『新唐書』卷四九下、百官四下、王府官）。

③⑳ 「都督」官名。隋高祖期の軍府である驃騎府（開府府）・車騎府（儀同

府)の属僚。正七品(『隋書』卷二八、百官志下)。

③③「儀同」官名。隋高祖期の軍府官。左右衛・武衛・武侯・領軍の諸衛と東宮の下に置かれた(『隋書』卷二八、百官志下)。

③④「大都督」官名。隋高祖期の軍府である驃騎府(開府府)・車騎府(儀同府)の属僚。正六品(『隋書』卷二八、百官志下)。

③⑤「左官」地方官のこと。

③⑥「卞和之宝」『韓非子』卷一三、和氏に見える故事。和氏の璧。卞和は戦国楚の人。粗玉を得て楚の厲王に献上したが、偽物とされて左足の筋を切られた。厲王が死に武王が即位すると再び粗玉を献上したが、またもや偽物とされて右足の筋を切られた。次の文王の代に至って初めて本物と認定された。

③⑦「絆驥」『淮南子』傲真訓に見える比喩。駿馬の足を縛ること。拘束を受けて自分の長所を発揮できないことの喩え。

③⑧「孫陽之駿」孫陽は別名伯楽。春秋秦の穆公の時の人。馬の目利きの名人。名馬は伯楽に鑑定されて初めて名馬と認定されたという。

【和訳】

冠軍大將軍安興貴碑銘一首ならびに序 岑文本

忠孝は、人の道における優れた行いであり、富貴は、人民の望むものである。そこで『礼記』は「富があれば居宅を美しくする」と述べ、『尚書』は舜の「班瑞」の行いを讃えるのである。墓主の家は千金を貯え、都で音楽を奏でながら鼎を並べて会食し、一門は高官を輩出し、廟堂で紫や青の印綬を帯びてきた。しかしながら、その誠意は国家創建の際に明らかとなり、その功績は旗と常とに刻まれた。一族が建てた歌堂舞閣には鳥が止まり、一門が乗る朱輪華轂は引き馬が躍り上がって疾駆した。

慶事を良い巡り合わせの内に積み重ね、麗しき事績を祖先の功業の内に揃えてきた。これこそは、卜商が「富貴は天命による」と言い、陸景が「功業の成否は偶然なるのみ」と考えたことの実例に他ならない。

公は諱を興貴、字を某と言ひ、武威姑臧の人で、安息王の末裔である。いったい涼州の地は高峰を外国へと連ね、葱嶺の西の頂に向かい、黄河の流れを中国へと導き、その東流に沿っている。そのためよく幸いの降るところであり、ここに住まう一族は本家も分家もよく栄えた。金鉤が吉兆を示して、張氏に名譽をもたらし、玉田が恵みを贈って、楊氏に慶事を現したという故事も、この地が降す幸いに比べればたいしたものではない。祖父の某は、西魏の雍州薩宝であった。父の某は、隋の開府儀同三司、貴郷県開国公であり、石州刺史を贈官された。祖先には、人望が河西に重く、越の計然のような計略を身につけた者がいたり、名声が全土に広まり、司勳より賞典を受けた者がいたりした。晋の韓宣子が魯の孟献子に問うたことは、その名にふさわしくなく、莊辛が楚の襄王に答えたことは、誠に実に適っていた。

公は優れた気を感じ、教えを中和の道に受け、荀顛・何会のあついで徳を模倣し、顔回・冉求の善行を慕った。静にして真道に従い、動にして虚心を保った。体はしなやかさを身につけ、白璧のごとき完美な姿を備えて潤美を湛え、心は思想の道に満足し、丹桂のごとき才気を発揮して名声を博した。かようなわけで金城より西の人々に慕われるさまは、黄憲が潁川の荀淑に慕われたのに等しく、玉門関より外の人々から敬われるさまは、子貢が衛の人々から敬われたのに等しかった。卜式は私財を投じて貧民を救い、樊重は借金の証文を焼き捨てて名声を博したが、かような振る舞いに及ぶ者はどうして彼らに限られようか。

隋の開皇中、初めて出仕して蜀王楊秀の幕府の庫真に任じられた。ま

た都督に遷り儀同府の兵を代行して管轄した。楊秀が廢されるに及んで、今度は大都督となり本郷兵を統率した。せつかくの才能も地方の官に埋もれ、ただ和氏の壁のように君主の知遇を得られないことを悲しみ、下つ端役人に据え置かれたのでは、どうして名馬が伯楽に出会うように才能を見抜いてもらう機会があるのか。喩えるなら寒さの中にある木の幹が、霜をまよって……を表し……

### 三、「安興貴碑銘」の考察

#### (一) 武威安氏に対する評価

このたび発見された「安興貴碑銘」の冒頭部分において、撰者岑文本は、武威安氏が元來富豪の一族であることを明確に述べ、その富が商業に由来すると認識しているのである。このような評価は、新旧『唐書』をはじめとする編纂史料や、既出の武威安氏の墓碑・墓誌には見られないものであり、注目される。

まず、四〇五行に、「家は千金を貯え、鍾鼎を都邑に撃つ」とある。「撃鍾鼎」とは、「撃鍾鼎食」という語の略であり、「鍾鼎を都邑に撃つ」は、後漢・張衡の「西京賦」に見える故事を指す。「西京賦」では、長安に設けられた九つの市の繁榮ぶりにふれた後、実際に商売等で財を成した富豪の名を列挙し、彼らが「撃鍾鼎食」の贅沢な生活を送ったと謳っている。碑文のこの一節は、安興貴の祖父が雍州薩宝に就いたことを踏まえた修辭と見られ、ここでの「都邑」は単なる都ではなく、長安を指す。さらに、七行では、『詩經』小雅、節南山之什、正月に見える「烏の爰に止まるを瞻る」という一句を引用する。毛伝に「富人の屋は烏の集まる所なり」とあり、これも武威安氏が富豪であることを示す修辭となっ

ている。

こうした記述を他の武威安氏出身者の墓碑・墓誌と比較してみると、その特異性がはつきりする。まず、安興貴の子である安元寿の墓誌では、冒頭で次のように述べる(便宜上、和訳を提示)。

蓋天分景宿、文昌垂列將之名、地括羣流、師貞建丈人之號。故隆周啓統、掌兵屬於司武、炎劉御歷、制衆在于將軍。然則簡材以任爪牙、選士而為心膂。稽之舊典、代有其人。

天が數多の星を散りばめる中、文昌の六星は列將を表し、地が諸々の河川を束ねる中、師貞の卦は丈人の名号を建てる。故に周が王朝を開くと、兵を司る権限は司武に属し、漢が天下を治めると、軍を統率する権限は將軍に帰した。そこで、優れた人材を選んで君主の爪牙に任じ、能力有る者を選んで君主の心膂としたのである。このことを古の典籍に尋ねれば、いつの時代にもそのような人物がいた。ここでは軍の統率に秀でた人材の重要性が謳われており、墓主本人やその一門が武人として活躍したことを示唆する。

次に、安興貴の曾孫・忠敬の墓碑では、隋末に安興貴が李軌政權を倒して河西を唐に献上したことにふれた後、武威安氏一門を次のように評する(便宜上、和訳を提示)。

水出渥洼之神、文馬者二千乘、山得崆峒之武、朱輪者四十人。渥洼より靈力を授かり、産み出した飾り馬は二千乘(八千頭)、崆峒山より武人の才を得て得て、高官に達した者は四十人。

前半は、漢の武帝の時に敦煌の西南に位置する渥洼という湖で神馬のとき駿馬を得たという故事にちなむ修辭で、武威安氏の馬産の業績を謳っており、後半は、崆峒山の位置する北方の人は武に秀でるといふ『爾雅』の一節にちなむ修辭で、武威安氏の武人としての功績を謳っている。

武威安氏の馬産に対する評価は編纂史書にも見え、『旧唐書』卷一三二、李抱玉伝に次のようにある（三六四五頁）。

李抱玉、武徳功臣安興貴之裔。代居河西、善養名馬、爲時所稱。李抱玉、武徳の功臣安興貴の裔なり。代々河西に居り、名馬を養うに善く、時の称する所と爲る。

李抱玉は元の名を安重璋といい、安興貴の玄孫に当たる。このように、安興貴以降の世代では、おおむね武威安氏は軍事あるいは馬産に秀でた一族として認識されており、「商業による富豪の一族」という評価が明記されるのは、本碑銘が初出ではないかと思われる。

ところで、武威安氏は、武威すなわち涼州に拠点を置くソグド人でありながら、本碑銘に拠れば安興貴の祖父は北魏ないし西魏の時に雍州の薩宝に就いている。このように、涼州に移住したソグド人が別の州の薩宝に就いたり、あるいは、涼州から別の州へ移住したソグド人が涼州の薩宝に就いたりする事例が、ソグド人漢文墓誌から複数確認されている。これらは、北魏末から北周にかけての時期に、涼州ソグド集団が東方へと拡大した軌跡であるとともに、涼州と進出先双方のソグド聚落間の緊密な連携を示すものであり、西魏・北周期にソグド人ネットワークが存在した証左に他ならない。<sup>(12)</sup>『元和姓纂』卷四、安氏の条には、武威安氏が北魏以来、安興貴の父に至るまで、代々涼州薩宝に就いたとある（五〇〇―三頁）。

後魏安難陀至孫盤娑羅、代居涼州爲薩寶。生興貴。  
後魏の安難陀より孫の盤娑羅に至るまで、代々涼州に居りて薩宝と爲る。興貴を生む。

この記述に従えば、安興貴の祖父も涼州薩宝であったことになるが、これは一概に記述の齟齬とは言えず、涼州・雍州双方の薩宝に就いた可能

性も十分あり得るのである。

## (二) 親王府武官から軍府武官へ

天理断簡が「安興貴碑銘」の一部と判明した以上、旧稿で筆者が安修仁の事績と見なした官歴も、安興貴のものとして捉え直さなければならぬ。ただ、同じ武威安氏出身の兄弟であるため、旧稿（山下二〇〇五）で論じた意義に大きな変化はない。したがって本稿では必要な範囲を述べるにとどめたい。

安興貴は隋の文帝の四男、蜀王楊秀の親王府武官である庫真から官途に就いた。この庫真は鮮卑語に由来する侍衛官職の一つで、隋初においては、ソグド人が鮮卑由来の侍衛官に就いて親王府に仕えた後、地方軍府の武官職に遷るといふ事例が複数見られる。他の例を挙げれば、武威安氏と並ぶ著名な中国人在住ソグド集団である固原史氏でも、史索巖が楊広の晋王府の庫真に起家し、楊広即位後に鷹揚郎將に任じられた。また、北周北齊並立期に洛陽から長安に移住した康氏では、康清が同じく楊広の晋王府の屈咥真に任じられ、やはり楊広即位後に鷹揚郎將に遷されている。<sup>(13)</sup>

安興貴が庫真に次いで任じられた都督とは、文帝期の地方軍府に当たる儀同府に属する武官である。本来、儀同府を統率する車騎將軍より三ランク下の官職でありながら、安興貴はこの職をもって「儀同兵を檢校」すなわち儀同府の軍兵を率いたという。<sup>(14)</sup>この異例の措置がとられた経緯は墓碑に一切述べられないが、『隋書』卷八四、突厥伝に見える次の事態を受けた措置と推測される（一八七二頁）。

十七年、突利遣使來逆女。上舍之太常、教習六禮、妻以宗女安義公主。上欲離間北夷、故特厚其禮、遣牛弘、蘇威、斛律孝卿相繼爲使、

突厥前後遣使入朝三百七十輩。突利本居北方、以尚主之故、南徙度斤舊鎮、錫賚優厚。雍虞閭怒曰、我、大可汗也、反不如染干。於是朝貢遂絶、數爲邊患。十八年、詔蜀王秀出靈州道以擊之。

(開皇)十七年(五九七)、突利使を遣わし來たりて女を逆えんとす。

上之を太常に含し、六礼を教習せしめ、妻わずに宗女の安義公主を以てす。上北夷を離間せんと欲し、故に特に其の礼を厚くし、牛弘・蘇威・斛律孝卿を遣わし相繼いで使と爲し、突厥も前後使を遣わし入朝せしむること三百七十輩。突利本より北方に居るも、主を尙るの故を以て、南のかた度斤の旧鎮に徙り、錫賚優厚たり。雍虞閭怒りて曰く、我は大可汗なり、反つて染干に如かざるか、と。是に於いて朝貢遂に絶え、数々辺患を爲す。十八年、蜀王秀に詔して靈州道に出でて以て之を撃たしむ。

隋は東突厥の都藍可汗(雍虞閭)と、先代可汗の子である染干(突利)との離間を企み、露骨に染干を優待した。その結果、都藍は隋への朝貢を絶ち、隋領への侵攻を繰り返した。これを防ぐため、文帝は益州総管の楊秀に靈武方面への出撃を命じる。蜀に鎮する楊秀をわざわざ北方の防衛に動員しなければならなかったのは、開皇十八年(五九八)の二月から九月までの間、漢王楊諒を行軍元帥とする高句麗遠征が挙行されていたためである。この動員の際に、西北の地理や突厥の事情にも通じたであろうソグド人として、安興貴が一軍府軍兵の統率者に抜擢されたと考えられるのである。

### (三) ソグド軍団の継承

さて、仁寿二年(六〇二)、蜀王楊秀が実兄の楊広に陥れられて官爵を剥奪され、庶民に落とされると、安興貴は大都督に任じられ、「本郷

兵を領」した。この措置について、筆者旧稿では以下の三点を指摘した。

①西魏より始まった兵力補充の方式で、谷川道雄が「統領郷兵」と呼んだ動きに該当する。各地の「首望」「郷望」などと称される名望家に郷兵の結集と統率を命じる措置であり、隋代においても、陳との国境地帯であった江淮一帯でこの措置が執られた。

②武威安氏は涼州ソグド人集落における名望家であるから、この措置によって組織されたのは漢人郷兵ではなく、ソグド人郷兵と見なすべきである。

③隋末に武威で李軌政権が樹立された際に安修仁が率いた胡人集団ならびに、唐の建国後、安興貴・修仁兄弟が李軌政権を転覆させる際に率いた胡人集団は、ともにこの措置によって組織されたソグド人郷兵に由来する。

しかし、右の指摘は天理断簡が「安修仁碑銘」であることを前提にしているため、若干の修正を要する。実際に郷兵を結集したのは安興貴であるので、安修仁が如何なる立場でその郷兵を率いることができたのか、検討が必要である。これに関連して、近年注目すべき見解が提示された。『旧唐書』卷五五、李軌伝には、李軌拳兵の謀議をめぐって次のようにある(二二四八―九頁)。

李軌字處則、武威姑臧人也。…大業末、爲鷹揚府司馬。時薛舉作亂於金城、軌與同郡曹珍、關謹、梁碩、李贇、安修仁等謀曰、「薛舉殘暴、必來侵擾。郡官庸怯、無以禦之。今宜同心戮力、保據河右、以觀天下之事。豈可束手於人、妻子分散。」乃謀共舉兵、皆相讓、莫肯爲主。曹珍曰、「常聞圖讖云『李氏當王』。今軌在謀中、豈非天命也。」遂拜賀之、推以爲主。

李軌、字は処則、武威姑臧の人なり。…大業の末、鷹揚府司馬と為る。時に薛拳乱を金城に作し、軌は同郡の曹珍・閔謹・梁碩・李贊・安修仁等と謀りて曰く、「薛拳残暴なれば、必ず来たりて侵攘せん。郡官庸怯たれば、以て之を禦ぐなし。今宜しく心を同じくし力を戮<sup>あ</sup>わせ、河右を保拠し、以て天下の事を観るべし。豈手を人に束ねて、妻子を分散すべけんや」と。乃ち共に兵を挙げんことを謀るも、皆相譲り、主と為るを肯んずる莫し。曹珍曰く、「常に凶讖の『李氏当に王たるべし』と云うと聞く。今、軌の謀中に在るは、豈天命に非ずや」と。遂に之を拝賀し、推して以て主と為す。

右によれば、李軌を反乱の首領に推したのは曹珍という人物であるが、武威市より出土した「隋・曹慶珍墓誌」が、この曹珍の墓誌に該当するのではないかとの指摘が馮培紅によってなされた。墓誌によれば、曹慶珍は隋で統軍・別将・都督（以上、文帝期）・旅帥・校尉・司馬（以上、煬帝期）という地方軍府の武官職を歴任し、最終的に武威に置かれた軍府である燕山府の鷹擊郎将に任じられた。馮培紅は、拳兵当時、李軌が司馬に就いていた軍府（鷹揚府）も燕山府であった可能性が高いとし、曹珍が李軌を首領に推したのも、同一軍府の同僚（曹珍が上司に当たる）であったためだと説く<sup>①</sup>。そうであれば、李軌拳兵の謀議に与った他のメンバーにも、同じ軍府の武官に就いていた者がいたとしても不思議はない。安修仁も何らかの軍府武官職に就き、ソグド人郷兵を保持していたのではなからうか。

また、別稿で論じたように、北朝末より唐初において、中国に移住したソグド人（ないし西域人）の集団の指導者層には、役割を分担する傾向が見られる。その役割とは、（1）中央の官職に就き、中央とのパイプ役を担う、（2）自らの家業や現地の集団の監督に当たる、（3）軍府

武官等の武官職に就き軍事を担う、の三点である<sup>②</sup>。それに基づけば、安修仁が武威で李軌政権に参加する一方、長安に滞在していた安興貴が唐朝に接近したのも、元来、安興貴が（1）を担い、安修仁が（2）と（3）を担っていたためと解釈することができるのである。

### むすび

これまでも武威安氏は唐代を代表するソグド人の家系として知られてきたが、この度の新出断簡の発見と、天理断簡が「安興貴碑銘」と判明したことにより、安興貴の血筋の存在感が一層増すことになった。安興貴は早くから隋と結びついただけでなく、ソグド人郷兵の結集にも携わり、隋末に河西を唐に献上する下地を築いた。彼の子孫に目を向ければ、息子安元寿は、玄武門の変で李世民陣営に加担して昭陵に陪葬され<sup>③</sup>、曾孫の安忠敬は、馬産を通じて唐の対吐蕃戦を支えて張説がその碑銘を撰述するに至り、玄孫の李抱玉は、安氏の乱の鎮圧に功を挙げて国姓を賜るとともに節度使に任じられ、乱後には宰相の一員にまでなった<sup>④</sup>。

これほどまでに長期にわたって唐代に影響力を保持した血筋は、他には確認できない。唐代はしばしば「世界帝国」の時代と評されるが、その特質を最も体現しているのはこの一族であると断じて過言ではあるまい。

### 【注】

- ① 一戸・矢島二〇二二、一戸二〇二二、二八一―三二頁。
- ② 山下二〇〇五、二〇二〇など。
- ③ 一戸・矢島二〇二二、三七五―三七八頁、矢島二〇二二。

- (4) 一戸二〇二二、三〇頁の図版および一戸・矢島二〇二二、三八五—三八六頁の図版によった。
- (5) 齊藤二〇〇七、一三一—一六頁。
- (6) 呉一九九七、三二五—三三二頁、福島二〇一七a、五九頁。
- (7) 尾崎一九七〇、三十八頁。なお、筆者旧稿(山下二〇〇五)ではこの成果を踏まえていなかった。
- (8) 山下二〇〇五、五—七頁。
- (9) 「撃鍾」「鼎食」の語と「西京賦」に列挙される富豪の名は「漢書」貨殖列伝にも見え、富豪の名が一部異なるものの、類似の記載は「史記」貨殖列伝にも見える。ただし、両書ではそれらの富豪が長安在住であるとは述べておらず、本碑銘の直接の出典は「西京賦」と見られる。
- (10) 「安元寿墓誌」と安元寿の事績の詳細については、福島二〇一七b参照。
- (11) 武威安氏による馬産については、山下二〇〇八参照。
- (12) 山下二〇二〇、四八—五二頁。
- (13) 山下二〇一三。
- (14) 「隋書」卷二八、百官志下に拠れば、儀同府の職階は右のとおり(八〇〇頁)。
- (15) 車騎將軍(儀同三司)―大都督―帥都督―都督  
 「隋書」卷五四、庶人秀伝(二二四—二五頁)に拠れば、楊秀は開皇十二年(五九二)に内史令・右領軍大將軍に任じられ、いったん中央に移ったが、同書卷一、文帝紀の開皇一七年条(四二頁)ならびに卷五三、史萬歲伝(一三五—四一五頁)を見ると、開皇十七年(五九七)には益州に戻っていることが確認できる。
- (16) 山下二〇〇五、一〇—一二頁。
- (17) 馮二〇一九、一二三—一二五頁。なお、馮二〇一九は、曹慶珍が曹姓かつ武威の出身であることから、曹慶珍ひいては曹珍をソグド人と見なす(一二五—一九頁)。同様の見解は呉一九九七にも示され(二九九頁)、福島二〇一七aも曹慶珍を「ソグド人の可能性が高いもの」に分類している(五二頁)。しかし、「曹慶珍墓誌」には、出身と姓以外にソグド人につながる記述を見出せない。また、「旧唐書」李軌伝によれば、李軌政権の成立以降、曹珍はことあるごとに安修仁と正反対の立場をとって対立するなど、ソグド人とは見なし難い点が多い。以上から、本稿では曹珍がソグド人か否かの判断は保留とした。

- (18) 山下二〇二〇、四六一—四八頁
- (19) 福島二〇一八、一五四—一五五頁。
- (20) 山下二〇〇八、一五一—二〇頁。
- (21) 福島二〇一八、山下二〇一八。李抱玉以降の武威安氏については、福島二〇一八参照。

#### 文献目録

##### 【史料版本】

- 『隋書』 中華書局標点本、一九七五年
- 『旧唐書』 中華書局標点本、一九七五年
- 『元和姓纂』 中華書局標点本、一九九四年
- 『群書一覽別録』 定本群書一覽 補卷三、ゆまに書房、一九八四年
- 【和文文献】

- 一戸 涉 二〇二一 『蒐められた古―江戸の日本学―』慶應義塾図書館
- 一戸 涉・矢島明希子 二〇二二 『香果遺珍本』文館詞林「解題と影印」『斯道文庫論集』五六、三五—一四四五頁
- 尾崎 康 一九七〇 『天理図書館藏文館詞林断簡をめぐって』『ピブリア』四四、一九七〇、二—一頁
- 齊藤達也 二〇〇七 『安息国・安国とソグド人』『国際仏教学大学院大学研究紀要』一一、一—三二頁
- 福島 恵 二〇一七a 『ソグド姓墓誌の基礎的考察』『東部ユーラシアのソグド人』汲古書院、一—一六二頁
- 福島 恵 二〇一七b 『武威安氏「安元寿墓誌」(唐・光宅元年(六八四))』『東部ユーラシアのソグド人』一二七—一六三頁
- 福島 恵 二〇一八 『唐後半期における賜姓ソグド人―涼州武威安氏と賜姓―』『東洋史研究』七六—四、一〇—一四〇頁。
- 矢島明希子 二〇二二 『香果遺珍本』文館詞林「新出断簡の漢籍研究上の意義」一戸涉監修・執筆『蒐められた古―江戸の日本学―』三一—三三頁
- 山下将司 二〇〇五 『隋・唐初の河西ソグド人軍団―天理図書館藏「文館詞林」「安修仁墓誌」残卷をめぐって―』『東方学』一一〇、六五—七八頁
- 山下将司 二〇〇八 『唐の監牧制と中國在住ソグド人の牧馬』『東洋史研究』六六—四、一—三二頁
- 山下将司 二〇一三 『「康子相墓誌」解題』森部豊編『ソグド人の東方活動

に對する基礎的研究』（平成二一）二四年度科学研究費補助金基盤研究  
(B) 研究成果報告書、一三三―一三五頁

山下将司 二〇一八 「安史の乱におけるソグド人李抱玉の事績について」『史  
艸』五九、二八―五六頁。

山下将司 二〇二〇 「漢文墓誌より描く六世紀華北分裂期のソグド人」『日  
本女子大学紀要 文学部』六九、四一―五四頁

【中文文献】

馮 培紅 二〇一九 『《隋曹慶珍墓誌銘》与武威粟特曹氏』『社会科学战线』

二〇一九―一（長春）、一一八―一二九頁

吳 玉貴 一九九七 「涼州粟特胡人安氏研究」『唐研究』三、北京大学出版社（北  
京）、二九五―三三八頁

【附記】

新出断簡の存在については、江川式部氏より御教示を受けた。